

災害種別	南砺市(公助)	西太美自主防災会(共助)		住民(自助)
		本部(役員)	区長(地区役員)	
風水害等 による災害	第1非常配備 南砺市に、一つの気象警報が発令された場合、防災関係部局は警戒体制に入り、状況に応じて警戒情報が発報されます。 また、二つ以上の気象警報や雨量や雪崩によっては各市民センターに待機職員を配備する。河川水位の上昇によっては、消防団に当該河川区域のパトロールを要請する。	各々が警戒意識を持ち気象状況によっては、区長に警戒を呼び掛け、住民の交流センター等への自主避難に備える。 (自主避難所開設) 警戒レベル3	土石流・急傾斜地警戒、浸水被害範囲にある住民に警戒を呼び掛け、不安な住民がある場合は自主避難を促す。 (本部に連絡する。)	「自らの命は自ら守る」の意識を持ち、日頃からハザードマップによる自宅の危険度認知、防災情報を努めて把握し、自らの判断で避難行動をとる。 (自主避難所への避難者は、一昼夜を過ごす食料品、毛布等を持参する。)
	第2非常配備 ①特別警報が発令された場合②土砂災害警戒情報が発令され、県の情報が市民生活に影響する区域の場合③河川水位の観測点において、「避難判断水位」・「はん濫危険水位」を超えた場合、災害対策本部を設置し、危険区域に避難指示を発令するとともに必要な職員を招集する。	市からの情報、指示に従い避難所開設のため、役員を招集し、避難所の準備にあたる。 警戒レベル3・4	本部からの指示のもと、警戒・危険範囲にある住民に避難するよう指示する。 (当該災害による被害影響のない地区の公民館、親戚等の家、交流センター等)	区長の指示に従い、安全な場所に避難する。
	第3非常配備 大規模な災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、即刻全職員を非常招集し、必要な応急対策にあたる。	避難所開設はもとより、災害に対する対策本部を設置し対処に講じる。 警戒レベル5	災害が切迫している場合は、住民に避難を指示し、災害が発生した場合は、対策本部にいずれの場合も連絡する。	上記に同じ
地震災害	第1非常配備 震度4の地震が発生した場合、警戒体制に入り風水害等による災害に同じ。	各々が被害状況の確認を行ない被害があれば役員を招集し対応を協議・対処する。(余震にも警戒) 被災状況により避難所を開設する。	地区の被害状況を確認し、被害があれば本部に連絡する。状況により本部と協議・対処する。	日頃から、自宅、車庫等の耐震補強、家具の転倒防止や非常持出し物資の準備を心掛ける。
	第2非常配備 震度5弱又は5強の地震が発生した場合、災害対策本部を設置し、危険区域に避難指示を発令するとともに必要な職員を招集する。	自動的に本部(交流センター)に参集し、被災状況の確認を行ない、被災者等の救援・避難所の開設準備にあたる。 (役員も被災する恐れがあるので、被災以外の役員は本部に参集し、地域の被災以外の有志に協力を求める。)	被災状況を確認し、救出・救援の有無等を本部に連絡する。被災状況により住民に避難所への避難を呼びかけ本部との調整を行なう。 被災者の中には、親戚宅等に避難する場合もあるのでその掌握も行なう。(区長も被災する恐れがあるので被災以外の地区住民の協力を得られるよう普段または訓練時等に周知する。)	被災住宅は、余震で倒壊する恐れがあるので、避難所あるいは、親戚宅等への避難、あるいは鉄骨造の強固な建物に一時避難する。
	第3非常配備 震度6弱の地震が発生した場合、災害対策本部を設置し、即刻全職員を非常招集し、必要な応急対策にあたる。	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ